

決裁・供覧

件名	行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項に基づく不開示決定について (豊中市野田町1501番)				文書番号 近財統－1第1491号	
	別紙1参照					
起案	起案日	平成29年11月14日		受付日		
	部署	財務省 近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官1		決裁 決裁処理期限日		
				決裁 決裁日	平成29年11月17日	
	起案者	[REDACTED]		施行 施行処理期限日		
	連絡先			施行 施行日	平成29年11月20日	
				施行 施行先	【受信者】 [REDACTED]	
	分類名称 大分類	平成29年度行政文書開示請求		施行 施行者	【発信者】 近畿財務局長	
	中分類	開示決定等				
	名称(小分類)	決裁文書				
	秘密区分	なし				
取扱区分	秘密期間終了日			格付け 機密性格付け	2	
	指定事由			格付け 取扱制限		
				保存 行政文書保存期間	特定日以後5年	
				保存 保存期間満了時期		
決裁・供覧欄						
備考欄	文書日付：平成29年11月20日					

決 裁 ・ 供 覧 欄	近畿財務局 総務部 岸山 敏浩（総務部長）【済】
	近畿財務局 総務部 中尾 直樹（総務部次長）【済】
	近畿財務局 総務部 総務課 小西 慶典（総務課長）【済】
	近畿財務局 総務部 総務課 [redacted]（課長補佐）【済】
	近畿財務局 総務部 総務課 [redacted]（文書係長）【後閲】
	近畿財務局 総務部 総務課 情報管理係 [redacted]（情報管理係長）【済】
	近畿財務局 総務部 総務課 [redacted]【済】
	近畿財務局 管財部 楠 敏志（管財部長）【済】
	近畿財務局 管財部 小西 真（次長）【済】
	近畿財務局 管財部 管財総括第一課 山田 修司（管財総括第一課長）【済】
	近畿財務局 管財部 管財総括第一課 [redacted] 国有財産総括専門官）【済】
	近畿財務局 管財部 管財総括第一課 [redacted]（国有財産管理官）【済】
	近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官 1 塩垣 勉（統括国有財産管理官）【済】
	近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官 1 [redacted]（上席国有財産管理官）【後閲】
	近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官 1 [redacted]（国有財産管理官）【済】
	近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官 1 [redacted]（国有財産管理官）【同報】

平成29年10月6日付で受付した行政文書開示請求書については、別添「情報公開事務審査票」のとおり行政文書が不存在であるため、別案により開示請求者に対して通知してよろしいか。

(請求のあった行政文書の名称)
大阪府豊中市野田町1501番地の国有地の売却を巡り、2016年3月11日から2016年6月20日までの間に、学校法人「森友学園」の代理人・[REDACTED]弁護士との価格交渉の結果を受けて、近畿財務局内で担当者が作成した報告文、回覧文書、その趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録

伺
い
文

行政文書不開示決定通知書

様

近畿財務局長 美 並 義 人

平成 2 9 年 1 0 月 5 日付（平成 2 9 年 1 0 月 6 日受付）の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 1 1 年法律第 4 2 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

大阪府豊中市野田町 1501 番地の国有地の売却を巡り、2016 年 3 月 11 日から 2016 年 6 月 20 日までの間に、学校法人「森友学園」の代理人・XXXXXXXXXX弁護士との価格交渉の結果を受けて、近畿財務局内で担当者が作成した報告文、回覧文書、その趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録

2 不開示とした理由

行政文書不存在のため

＊この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、財務大臣に対して審査請求をすることができます。

（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

＊ 担当課等

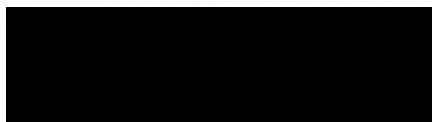
（問い合わせ先） 近畿財務局 総務部 総務課

TEL：06-6949-6390

（文書主管課） 近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官（1）

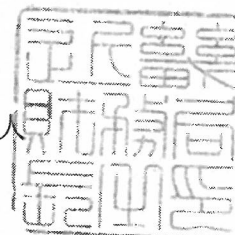
TEL：06-6949-6386

請求者等の住所（所在地） 及び氏名（名称）	住 所	〒 		
	氏 名			
	電 話	TEL		
	備 考	連絡先： 		
請求に係る行政文書の件名	大阪府豊中市野田町1501番地の国有地の売却を巡り、2016年3月11日から2016年6月20日までの間に、学校法人「森友学園」の代理人・ 弁護士との価格交渉の結果を受けて、近畿財務局内で担当者が作成した報告文、回覧文書、その趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録			
受 理 年 月 日	平成29年10月6日			
主 管 課 等	・管財部 統括国有財産管理官（1） ・担当者 内線			
開示請求書の補正を要した場合の日数等	補正に要した日数 13日（決定期限予定 11月20日）			
決 定 期 間 延 長 通 知 書 の 送 付 日 等	送 付 日	平成 年 月 日		
	延長理由			
	延長期限	平成 年 月 日（延長期間 日）		
期 限 延 長 の 特 例	送 付 日	平成 年 月 日		
	延長理由			
	延長期限	平成 年 月 日（延長期間 日）		
第三者情報の調査手続 （意見書提出に係る適用条項 法第13条第1項 任意 法第13条第2項 必要	照 会 先			
	内 容			
	照 会 日			
	回 答 日			
	結果通知			
事 案 の 移 送	移 送 先		移送年月日	
開示判定等審査委員会	開催日・	平成 年 月 日		
	結 果			
本 省 地 方 課 へ の 照 会	概 要	平成 年 月 日		
開 示 可 否 の 決 定 等	1 開示 2 一部開示 3 不開示 4 存否 ⑤ 不存在	〔理由〕 行政文書不存在のため		
決 定 書 等 の 送 付	平成 年 月 日			
開 示 の 実 施	実 施 日	平成 年 月 日		
	手 数 料	閲覧 件 円	写し 枚 円	
	郵 送 等	有・無	送付に要する費用	未・済（受領日・・ 円切手・証票）
備 考				



様

近畿財務局長 美並 義人

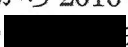


行政文書開示請求書（文書受付番号：総第 83 号）の補正について

平成 29 年 10 月 6 日付で受け付けた行政文書開示請求書については、下記事項について補正する必要がありますので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、平成 29 年 11 月 6 日までに補正の上、返送願います。

また、当該補正に要した日数は、法第 10 条第 1 項の規定により、開示決定等の期限（開示請求があった日から 30 日）には算入されないことをご承知おき願います。

記

開示請求のあった 行政文書の名称等	大阪府豊中市野田町 1501 番地の国有地の売却を巡り、2016 年 3 月 11 日から 2016 年 6 月 20 日までの間に、学校法人「森友学園」の代理人・  弁護士との価格交渉の結果を受けて、近畿財務局内で担当者が作成した報告文、回覧文書、その趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録。
補正を要する事項	貴殿から提出された開示請求書には、上記のとおり記載されていますが、現状のままの記載では、開示請求文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるため、該当文書の特定が困難です。 つきましては、希望する行政文書を当方が把握・特定できるように、請求する行政文書等の具体的な内容を別添の回答書にご記入のうえ、ご返送願います。
担 当 課 等	総務部 総務課 電話 06-6949-6390 (内) 

補正依頼に対する回答書
(文書受付番号：総第 83 号)

平成 29 年 10 月 25 日付の補正依頼に対し、以下の通り回答いたします。

	補正事項	回 答
1	「価格交渉の結果を受けて、近畿財務局内で担当者が作成した報告文」と記載されていますが、どの範囲の文書がこれに該当するか不明確であることから、文書の内容を具体的に明記してください。	
2	「 <u>その趣旨</u> を書いた文書、図画、電磁的記録」と記載されていますが、「その趣旨」がどのような内容を意味し、どの範囲の文書がこれに該当するか不明確であることから、文書の内容を具体的に明記してください。	

平成 年 月 日

住所 _____

氏名 _____



別 添

補正依頼に対する回答書
(文書受付番号：総第 83 号)

平成 29 年 10 月 25 日付の補正依頼に対し、以下の通り回答いたします。

	補正事項	回 答
1	「価格交渉の結果を受けて、近畿財務局内で担当者が作成した報告文」と記載されていますが、どの範囲の文書がこれに該当するか不明確であることから、文書の内容を具体的に明記してください。	別紙の通り。
2	「 <u>その趣旨</u> を書いた文書、図画、電磁的記録」と記載されていますが、「その趣旨」がどのような内容を意味し、どの範囲の文書がこれに該当するか不明確であることから、文書の内容を具体的に明記してください。	別紙の通り。

平成 29 年 11 月 3 日

住所

氏名

▼補正事項 1

価格交渉の結果について近畿財務局内で担当者が記載した報告文書、回覧文書

▼補正事項 2

価格交渉の結果について報告するために近畿財務局内で担当者が作成した文書、図画、電磁的記録



別紙様式第1号

平成 29 年 10 月 5 日

行政文書開示請求書

近畿財務局長 殿

(フリガナ)

氏名又は名称 (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所 (法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

〒

連絡先

(連絡先が上記の本人以外の場合には、連絡担当者の住所・氏名・電話番号等)

TEL (FAX)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成11年法律第42号) 第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1 請求する行政文書の名称等

(請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

別紙の通り

2 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 ()

<実施の希望日> 平成 年 月 日

① 写しの送付を希望する。(※別途郵送料が必要です。)

開示請求手数料 行政文書1件につき300円	ここに収入印 (消印はし)	金額 円 領収証書番号
--------------------------	------------------	----------------

*この欄は記入しないでください。

担当課等	部 (所)	課	TEL	(内)
備考				

請求する文書の名称など

大阪府豊中市野田町1501番地の国有地の売却を巡り、2016年3月11日から2016年6月20日までの間に、学校法人「森友学園」の代理人・[REDACTED]弁護士との価格交渉の結果を受けて、近畿財務局内で担当者が作成した報告文、回覧文書、その趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録